

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成22・23年度 (年額) 44,192円	⇒	平成24・25年度 (年額) 47,709円 (3,517円増)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成22・23年度 10.28%	⇒	平成24・25年度 10.61% (0.33ポイント増)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成22・23年度 50万円	⇒	平成24・25年度 55万円 (5万円増)

◆ 保険料の計算方法 (平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得 - 33万円) × 10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成24年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。
(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません)

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	⇒	4,770円	約300円増
33万円	8.5割軽減	⇒	7,156円	約500円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	⇒	23,854円	約1,800円増
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒	38,167円	約2,800円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。